2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第63号の概要

件 名	入校選考に係る自己情報一部開示の件(諮問第 67 号)			
請 求 情 報 の 概 要	本件請求情報は、特定の高等職業技術校(以下「本件技術校」という。)の入校選考における国語、数学(以下「各科目」と総称する。)及び面接の順位並びに公募から合否判定までの期間において、本件技術校が作成し、又は取得した文書に記録された情報のうち、自己を本人とする個人情報である。			
請 求 年 月 日	平成 15 年 6 月 26 日			
決 定 内 容	一部不開示(不存在 を含む) 知事(本件技術校)			
不開示部分	1 入校選考委員会及び合否判定会議の議事録及び添付資料に記録された合否説明及び面接所見2 入校選考面接記録票に記録された所見3 各科目及び面接の順位(不存在)			
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 3 号(注:H17.4.1 改正前の条例)			
不開示理由	1 個人の選考に関する情報であって、当該選考に著しい支障を生ずる。 2 各科目及び面接の順位については、順位付けを行っていないため存在しない。			
異 議 申 立 年 月 日	平成 15 年 8 月 20 日 異議 申立 て の 趣 旨 一部不開示処分の取消しを求める。			
異議 申立ての 理 由	 1 合否判定には本件技術校の作為が働いており、これはすべての文書の情報を開示請求する理由に十分なり得る。 2 実施機関は、各科目及び面接について順位付けされた書類が存在すると答えていたのであるから、不存在とする処分は、明らかな文書隠ぺい工作である。 3 異議申立人に係る不当な作為を撤廃していただけるよう、正しく公正な処置を望む。 			
諮問年月日	平成 15 年 12 月 3 日 (受理)			
審査会の結論	1 本件技術校の入校選考関係文書に記録された個人情報を実施機関が一部不開示とした 処分のうち、一部を開示すべきである。2 各科目及び面接の順位を記録した文書を作成していないため、個人情報が存在しない として不開示としたことは、妥当である。			

1 条例第 15 条第 4 項第 3 号該当性について

高等職業技術校は新たに職業に就こうとする方等に職業に必要な技術・技能を修得し てもらうことを目的として設置されていることからすると、面接において、受験生の知 識・技術等の習得意欲、就職意欲、技術等の習得の必要性等を把握していることは一般 的に推測できるものであり、実際に、高等職業技術校を紹介する冊子にも記載されてい ることが認められる。

したがって、これらに関する記録については、これを異議申立人に開示しても、公正 な入校選考の遂行に支障が生じるおそれがないものと判断する。

また、面接の際の客観的な事実を記録した部分についても、これを異議申立人に開示 しても、今後の選考に著しい支障が生じるおそれがないものと判断する。

しかし、本件不開示情報のうち、判断の根拠が明らかとなる評価が記載され、一般的 に推測できない具体的な評価基準が推測できる部分については、この部分が開示される と、受験者が事前に面接に対する準備をすることが可能となり、異議申立人に対する選 考が適切に行われなくなるおそれがあるだけでなく、今後反復、継続される高等職業技 術校の選考を行うことが困難になると認められる。したがって、この部分は本号後段に 該当すると判断する。

審査会 判 断 理 由

2 本件不存在情報の存否について

当審査会が本件行政文書を確認したところ、受験者に係る個人情報は受験番号順に整 理され、各科目並びに面接の結果に応じた並べ替えなどはされておらず、各科目の合計 得点についての順位は記録されているが、各科目及び面接に係る順位を記録する欄は設 定されておらず、順位は記録されていないことが認められる。

入校選考においては、訓練を受講するために必要な学力を有すること及び技能習得意 欲等を判断するため、学力検査及び面接を実施し、これらを総合的に評価して合否を決 定していることを考慮すると、各科目及び面接に係る順位付けを行っていないため、本 件不存在情報は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件不存在情報は存在しないとして不開示としたことは、納 得できる。

答 申 年 月 日 | 平成 17 年 5 月 17 日 (答申第 63 号)

個人情報保護審査会答申第64号の概要

件 名	相談記録等に関する書類存否応答拒否の件(諮問第 68 号)					
請 求 情 報 の 概 要	本件請求情報は、特定の保健福祉事務所における請求者に関する相談記録及びそれに付随するすべての書類(以下「本件相談記録等」という。)に記録された自己を本人とする個人情報であり、請求者は、これらの情報を開示請求(以下「本件開示請求」という。)した。					
請 求 年 月 日	平成 16 年 1 月 30 日					
決 定 内 容	全部不開示(存否応 実施機関 知事(特定の保健福祉事務所)					
不開示部分	本件開示請求に対して本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけで、平成 17 年 4 月 1 日改正前の神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 7 号に基づき不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第 15 条の 2 に基づき平成 16 年 2 月 10 日付けで存否応答拒否を内容とする不開示決定(以下「本件不開示処分」という。)を行った。					
不開示根拠条項	条例第 15 条の 2 (第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 7 号)					
不開示理由	1 本件相談記録等には請求者以外の個人情報が含まれていると考えられ、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められることから、これらの情報は、条例第 15 条第 4 項第 1 号に該当する。 2 本件相談記録等は、個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報が含まれていると考えられ、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけで、今後反復して行われる同種の指導等に著しい支障が生ずるおそれがあることから、これらの情報は、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当する。 3 保健福祉事務所において、精神保健相談が精神保健福祉士により行われた場合、精神保健福祉士法第 40 条では「精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。」と規定されていることから、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけで、精神保健福祉士法により秘密保持義務のある情報を開示することとなるので、本件相談記録等は、条例第 15 条第 4 項第 7 号に該当する。					
異 議 申 立 年 月 日	平成 16 年 4 月 9 日 異議申立ての 趣 旨 本件不開示処分の取消しを求める。					
異議 申立ての 理 由	1 不開示事由の個人情報は、神奈川県情報公開条例第5条第1号を想定していると思われ、同号ただし書工は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を同号により非公開とすべき個人情報から除いている。本件開示請求の対象となる情報については、請求者の社会的名誉、生活と財産を保護するために開示が必要であると考える。 2 請求者は、平成15年5月9日に特定のクリニックにおいて2分程度の診察を受けたのみで、同年11月25日の医療保護入院に至るまで、医師のいかなる診断も受けていない。					

諮	問年月	月日	平成 16 年 4 月 30 日
審結	査 会	の論	実施機関が特定の相談記録及びそれに付随するすべての書類に記録された個人情報を不開示とした処分(存否応答拒否)は、取り消すべきである。
審判	查断会理		1 条例第15条の2該当性について 条例第15条の2は、「開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在して いるか否かを答えるだけで、前条第4項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報 の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、 当該開示の請求を拒むことができる。」と規定している。 本件開示請求に対して、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけで、条例 第15条の2に規定する「不開示とすべき情報」を開示することとなるのか否かについて、 以下に検討する。 2 条例第15条第4項第1号該当性について 本件開示請求における自己情報の開示請求書の記載内容からすると、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけでは相談の事実は明らかになるものの、直ちに条例 第15条第4項第1号により不開示とすべき請求者以外の特定の個人情報を開示することとはならないと判断する。 3 条例第15条第4項第3号該当性について 本件開示請求における自己情報の開示請求書の記載内容からすると、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけでは相談の事実は明らかになるものの、条例第15条第4項第3号により不開示とすべき請求者に対する指導等又は今後、反復継続される同種の指導等に著しい支障が生ずるおそれがある情報を開示することとはならないと判断する。 4 条例第15条第4項第7号該当性について 実施機関は、精神保健福祉士法に基づき精神保健福祉士に課されている秘密保持義務を根拠として、本件相談記録等が条例第15条第4項第7号に該当する旨説明する。しかし、精神保健福祉士法の規定は一般的な秘密保持義務規定であり、明文の規定をもって本人への開示が禁止されている場合等には当たらず、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけでは、条例第15条第4項第7号により不開示とすべき情報を開示することとはならないと判断する。 5 以上のことから、本件相談記録等が存在しているか否かを答えるだけでは、条例第15条第4項第1号、第3号及び第7号により不開示とすべき情報を開示することとなるとは認められないので、審査会の結論のとおりとした。
答	申年月	日	平成 17 年 7 月 26 日 (答申第 64 号)

個人情報保護審査会答申第65号の概要

件名	校長個別協議に係るヒアリング関係文書不存在の件(諮問第 70 号)			
請 求 情 報 の 概 要	本件請求情報は、教育委員会が各県立高等学校教員から提出された「職員現況・意 向調書」を複写し、その上に各県立高等学校長から聴取した人事管理上の情報等を加 筆したメモ扱いの文書(以下「本件行政文書」という。)に記録された自己情報であ る。			
請 求年月日		決 定 年 月 日	平成 16 年 7 月 8 日	
決 定 内 容	不開示 (不存在)	実施機関	教育委員会(管理部教職員課)	
不開示根拠条項	-			
不開示理由	本件行政文書は、人事異動に係る内示書を作成するための補助的、一時的な資料であり、神奈川県教育庁等行政文書管理規則(以下「規則」という。)第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても、同条第7項で「必要な期間」と定められている。 本件行政文書は、個人に関する情報及び人事管理情報等を含むものであり、特にその取扱いについて、慎重を期すべきものである。したがって、人事異動案が了承され、不要となった時点で、直ちに本件行政文書を廃棄することとしており、本件開示請求の時点においては、既に存在していなかったため、不開示決定を行った。			
異議申立年月日	平成 16 年 7 月 10 日	異議申立 ^つ の 趣 り	て 本件処分の取消しを求める。	
異議 申立ての理由	1 本件開示請求より、約1か月前に実施された、県情報公開審査会諮問第268号(以下「公開諮問案件」という。)に係る実施機関の口頭説明概要調書によれば、実施機関の職員は、本件行政文書が現存することを述べており、実施機関が行った本件処分は誤りである。 2 公開諮問案件については、情報公開審査会が平成16年9月6日付けで、答申第193号として答申しているが、その答申では、本件行政文書は存在するが、異議申立人が請求する対象文書には該当しないと述べており、本件行政文書の存在を前提として答申している。 3 本件行政文書の保存期間は、規則によれば、「訴訟・審査請求等」に該当し、その保存期間は30年となっている。また、仮に、本件行政文書を廃棄したならば、廃棄簿等が存在するはずである。			
諮 問 年 月 日	平成 16 年 7 月 16 日			
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を管理していないため、個人情報が存在しないとして不開示としたことは、妥当である。			

1 実施機関は、本件行政文書は人事異動に係る内示書を作成するための補助的、一時 的な資料であると説明しており、補助的、一時的な資料をもとに行政文書が作成され ることが通常の業務の形態であること、また、本件行政文書が「職員現況・意向調書」 を複写し、人事管理上の情報を加筆するという形態であることからも、その説明は妥 当であると考えられる。

そして、本件行政文書は規則第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文 書」に該当し、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められてい ることから、不要となった時点で、廃棄したとしてもその取扱いが不当であるとは解 されない。

異議申立人は、本件行政文書の保存期間は、規則によれば、「訴訟・審査請求等」 に該当し、その保存期間は30年である旨を主張するが、前述のとおり、本件行政文 書は「主たる保存対象でない行政文書」に該当することから、その主張は妥当である とはいえない。また、仮に本件行政文書を廃棄したならば、廃棄簿等が存在するはず である旨を主張するが、規則第10条第3項で「主たる保存対象でない行政文書」に ついては、「その保管の必要がないと認めるときには、廃棄できるものとする」と定 められているが、廃棄簿等を作成することまでは定めておらず、その主張は妥当であ るとはいえない。

審査会の 判 断 理 由

> 2 異議申立人は、公開諮問案件に係る実施機関の口頭説明概要調書において、実施機 関の職員が、本件行政文書等が現存することを述べていること及び情報公開審査会 が、本件行政文書の存在を前提として答申していることから、実施機関が行った処分 は誤りである旨を主張している。

当審査会が、同口頭説明概要調書及び同答申を確認したところ、同口頭説明概要調 書の内容は、公開諮問案件に係る文書の範囲や人事異動計画等について一般的な説明 をしたものであり、また、同答申の内容は、請求対象文書の特定について実施機関の 判断が妥当である旨を述べたものであることが認められる。したがって、これらのこ とをもって、本件行政文書が、本件開示請求時点で存在することを示すものとは認め られず、異議申立人の主張は妥当であるとはいえない。

3 以上のことからすると、本件行政文書は、本件開示請求時点においては既に存在し ていないとする実施機関の説明は不合理であるとは言えず、本件行政文書は存在して いないものと認められる。

答 申 年 月 日 | 平成 17 年 11 月 15 日 (答申第 65 号)

個人情報保護審査会答申第66号の概要

件名	児童福祉決定調書等一部不開示の件(諮問第 69 号)				
請 求 情 報の 概 要	本件請求情報は、異議申立人が特定の児童養護施設に入所するに至った経緯が分かる書類、特定の児童養護施設入所中に起こった異議申立人に係る性的事件について平成13年3月に作成された報告書類及び当該性的事件報告後の特定の児童相談所(以下「本件相談所」という。)の異議申立人への関わり方が分かる書類に記録された異議申立人の個人情報のうち、自己を本人とする個人情報である。				
請 求 年 月 日	平成 16 年 3 月 12 日 (法定代理人である実母による請求)	決 年 月 日	平成 16 年 3 月 29 日		
決 定 内 容	一部不開示	実施機関	知事(本件相談所)		
不開示部分	1 異議申立人の家族の生い立ち、生活状況、具体的な行動等の記録(以下「本件第三者情報」という。) 2 本件相談所の職員、医師、児童福祉司及び心理判定員による異議申立人に対する指導、診断、評価の記録等(以下「本件指導・診断情報」という。) 3 本件相談所と異議申立人が通う学校(以下「本件学校」という。)との情報交換の記録 4 本件相談所への虐待の通告者を特定させる記録(以下「本件通告者情報」という。)				
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、 3 号、 5 号及	なび7号(注	È:H17.4.1 改正前の条例)		
不開示理由	1 請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の正当な利益を侵すことになる。 2 個人の指導、診断、評価に関する情報であって、当該指導等に著しい支障を生ずる。 3 児童相談所の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 4 法令等の規定(児童虐待の防止等に関する法律第7条)により開示することができない。				
異 議 申 立 年 月 日	平成 16 年 5 月 27 日 (法定代理人による申立て)	異議申立るの 趣	て 一部不開示処分の取消しを求め 旨 る。		
1 子の治療等に必要なため、施設における子に関する情報は、保護者に知らせるべきで 異議申立て ある。 の 理 由 2 現状では、医師の治療に必要な情報がないので、不開示とされた情報(以下「本件不開示情報」という。)を開示すべきである。					
諮 問 年 月 日	平成16年7月6日(受理)				
審査会の結論					
1 異議申立人からの提出資料について (1)当審査会が、異議申立人及び法定代理人に本諮問案件に関する資料の提出を求めたところ、本件相談所が作成した異議申立人への処遇に関する記録についての資料等(以下「本件提出資料」という。)が提出された。 (2)当審査会で確認したところ、本件不開示情報の一部は、本件提出資料の中に記録されていることが認められた。本件不開示情報のうち、本件提出資料に記録されている情報と同一の情報(以下「提出資料情報」という。)は次のとおりである。ア 法定代理人の行動、発言及び心情の記録イ 本件相談所による、異議申立人に対する判断の記録ウ 本件学校の教員による、異議申立人への対応の記録エ 異議申立人の行動の記録					

2 改正前の条例第15条第4項第1号該当性について

本件第三者情報のうち、異議申立人の家族の続柄及び人数や提出資料情報等は、異議 申立人が了知していると認められる情報であるため改正前の条例第 15 条第4項第1号 に該当しないと判断する。

また、異議申立人の家族の発言のうち、本件相談所との単なる連絡事項等は、異議申 立人が了知しているとは認められないが、その内容から、開示しても当該第三者の正当 な利益を侵すことになるとは認められない情報であるため、同号に該当しないと判断す

その余の本件第三者情報は、異議申立人の家族の生い立ちに関する情報等であり、開 示することにより当該第三者の正当な利益を侵すおそれがあるため、同号に該当すると 判断する。

3 改正前の条例第15条第4項第3号該当性について

本件指導・診断情報のうち、児童福祉決定調書の理由欄に記録された情報等は、客観 的事実、単なる連絡事項、一般的な指導方針等又は異議申立人がすでに了知していると 認められる情報であることから、開示することにより指導、診断、評価等に著しい支障 が生ずるおそれがあるとは認められないため、条例第15条第4項第3号には該当しない と判断する。

審査会の 判 断 理 由

その余の本件指導・診断情報は、精神科医師、心理判定員及び児童福祉司による専門 的見地からの診断情報等であり、本件相談所が指導、診断、評価等を行うに当たり、極 めて重要な意味をもつ情報であると考えられる。これらの情報が開示された場合、異議 申立人と本件相談所の信頼関係を損ない、今後の指導、診断、評価等に著しい支障を生 ずるおそれがあることから、これらの情報は同号に該当すると判断する。

4 条例第15条第4項第5号該当性について

本件相談所と本件学校との情報交換の記録のうち、当該情報交換が行われたという事 実の記録及び提出資料情報は、異議申立人がすでに了知していることから、開示するこ とにより、本件相談所と学校の信頼関係が崩れるような事態を招来するとまではいえず、 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ るとは認められないため、改正前の条例第 15 条第4項第5号には該当しないと判断す

その余の本件相談所と本件学校との情報交換の記録は、開示された場合、本件相談所 と本件学校との信頼関係を損ない、本件学校が、本件相談所への情報提供に消極的にな るなど、今後実施機関が行う相談援助の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある と認められるため、同号に該当すると判断する。

5 改正前の条例第15条第4項第7号該当性について

本件通告者情報のうち、虐待の通告者であることが明確に分かる情報は、改正前の条 例第15条第4項第7号に該当すると判断する。

その余の本件通告者情報は、虐待の通告者を特定させるものとは認められないため、 同号に該当しないと判断する。

答 申 年 月 日 | 平成 18 年 2 月 10 日 (答申第 66 号)